

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
(平成十九年内閣府令第六十八号)の一部を改正する内閣府令案
に関する意見募集の結果について

平成21年11月2日
内閣府公益認定等委員会事務局
(大臣官房公益法人行政担当室)

1 意見募集対象

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)の一部を改正する内閣府令案

2 意見募集期間

平成21年9月1日(火)から平成21年9月30日(水)まで

3 意見等提出者数

2件

4 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方は、別添1のとおりです。貴重な御意見等を提出いただき、ありがとうございました。

5 その他

標記内閣府令は、平成21年10月30日に公布されました(同年11月1日施行)。

別添1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)の一部を改正する内閣府令案に関する意見

別添2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)の一部を改正する内閣府令新旧対照表

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)の一部を改正する内閣府令案」に関する意見

番号	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案の第1条第2項については、条文の書きぶりをより簡潔にできるのではないのでしょうか。具体的には、第2項の傍線部の「一の者が」及び「場合における当該一の」を削り、傍線部を「当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者」で必要十分ではないかと考えます。	個人	ご指摘のように修正した場合、第2項の「場合」が削除され、同じく「場合」という語を用いている第3項と対応しなくなることから、原案のとおりとします。
2	施行規則改正案において特別の利益を与えてはならない者の範囲を明確にし、「公益法人会計基準」の運用指針改正案において関連当事者の範囲を明確にすることについて賛成する。	その他	御意見として承ります。